

古逸叢書の白眉『玉燭宝典』について  
—近年の学術情報・巻九の行方など—

石川 三佐男

はじめに

- 一 『玉燭宝典』に関する基本情報
- 二 日本に伝わる『玉燭宝典』の諸本
- 三 中国における『玉燭宝典』の学術情報
- 四 近年発見の『敦煌懸泉月令詔條』に関する学術情報
- 五 日本における『玉燭宝典』の学術情報
- 六 『玉燭宝典』の巻九の行方

おわりに

はじめに

ここに言う『玉燭宝典』の一書は、中国では明・清ころ亡佚・流伝して姿を消し、それが幸運にも日本に伝わっていることが分かり、清末に日本から一卷を欠く十一巻本が古逸叢書の一書として里帰りすることになって大いに脚光を浴びたものの、その後は長期に涉ってさほど重視されず、幾たびか新たに翻刻されることがあっても整理はおろか、めぼしい研究成果はほとんど現れない状況にあった。ところが近年、そうした状況とは打って変わって国内外で注目すべき研究成果があり、また関連する考古資料の発見もあるなど、『玉燭宝典』の周辺は学術上にわかに賑わしくなってきた。改めて言うまでもなく『玉燭宝典』の一書は、我が国の公的年中行事の根幹を形成した基本資料としても知られる。

そこで小論は、近年の『玉燭宝典』に係る国内外の最新の学術情報を伝えることを通じ、今後の『玉燭宝典』の学問的充実発展は中日両国（その実は朝鮮半島、ベトナム等をも包括する）による国際的総合研究を実現できるか否かに係っていることを指摘する。

### 一 『玉燭宝典』に関する基本情報

『玉燭宝典』十二巻（現存十一巻）は、中国古代から秦・漢・魏・晋・隋に及ぶ文献資料に基づく中国年中行事の記録である。<sup>1)</sup>世に知られている『荆楚歳時記』とならんで歳時記の双璧とされる。ただしその分量・領域は荆楚歳時記に十倍し、かつ今日に伝わらないものも含む多くの文献を引用して精密であることから、あるいは『玉燭宝典』は中国の古歳時記、また中国の年中行事の記録として最高のものかも知れない。

（玉燭宝典の著者）『玉燭宝典』の著者は南北朝時代後半から隋の初めにかけての、杜台卿という人である。『荆楚記』の注すなわち『荆楚歳時記』を書いた杜公瞻の叔父にあたる人でもある。杜台卿についての伝記は隋書に次のようにある。

台卿は字は少山といい、博陵郡曲陽県（今の河北省曲陽県）の人である。父は衛尉卿（官名。九卿の一つ）であった杜弼である。台卿はその二番目の子供である。台卿は年若いころから学問を好み、博く書物を好み、また文章もよく書いた。北斉（550年～577年）に仕えて奉朝請（朝廷で儀式を行うとき臨時に任命する官）となり、その後、司空・

西閼・司徒・戸曹・著作郎・中書・黄門・侍郎等々の官職を歴任したが、常に風雅の道に心を置いた。北周(557年~581年)の武帝が北斉を攻めほろぼすと台卿は郷里に帰り、礼記と春秋をテキストに用いて子弟に講授した。やがて隋の文帝が北周から天子の位を譲り受けると開皇初年(581年、隋成立)、台卿は召されて朝廷に入った。これに先立ち、台卿は礼記の月令篇をもととし、類に触れてこれを広め、玉燭宝典という書物十二巻を作ったのを、ここに至って文帝に献上し、絹二百匹を賜った。しかし耳がきこえない病気にかかって職務に耐え難かったので国史を修めたいことを願うと、文帝はこれを許し、著作郎に任命した。開皇十四年(594年)に台卿は理由をしたためた文章を奉って官を辞職したいことを願うと、文帝はねぎらいのことはかけ、著作郎のままで郷里に帰ることを許した。(家)集十五巻、また齊記二十巻を撰び、ともに今日読まれている。

これを要するに、杜台卿はその経歴が物語るように当時の一流の官吏であり、一流の知識人であった。

**(玉燭宝典の成立)** 上の記述によれば『玉燭宝典』は杜台卿が北斉(550年~577年)に仕えてから以後、北周(557年~581年。この間、台卿は大半は任官せず郷里にいた)の時期、すなわち隋が成立する開皇初年(581年)までの間に書き上げたものであることが知られる。仮りにその序文をもっとも下限の開皇初年(581年)に書いたとすると、その序文に「むかし、典掌の余暇に因りて、芸文を考え校ふに、礼記の月令、もっとも備悉を為す。つひにこれを月ごとに分ちて、おのおの篇の首に冠す云々」とあることから、『玉燭宝典』は著者・杜台卿が北斉に仕えていた間にはほぼその体裁をととのえていたと考えられる。したがって、『玉燭宝典』を隋代(581年~616年)とする従来の説は、あるいは正確さを欠くであろう。

なお『荊楚記』の著者・宗懐は周書によれば六十四歳で保定(561年~565年)中に亡くなっている。つまり『荊楚記』は保定の年間を含むそれ以前に成立している。また杜台卿は『玉燭宝典』に『荊楚記』をしばしば引いている。さらに『荊楚記』に施した杜公瞻の注(現在の『荊楚歳時記』)には『玉燭宝典』ないしは『玉燭宝典』に引く文献資料をしばしば引いている。

これを要するに上記三本は南北朝時代後半から隋初にかけ『荊楚記』→『玉燭宝典』→『荊楚記』の注(現在の『荊楚歳時記』)の順で成立したものであることは明らかである。つまり『玉燭宝典』はかかる成立背景からも注目されてよいであろう。

**(中日間のブックロードを来往する玉燭宝典)** 『玉燭宝典』が今日に伝わるに至った来歴については、いささかドラマチックなものがある。

というのはこの書は、隋書の経籍志、旧唐書の経籍志、唐の徐堅の初学記、新唐書の芸文志、宋の尤袤の遂初堂書目、同じく陳氏の直齋書録解題、また陳元靚の歳時広記、宋史の芸文志、明の陳第の家の蔵書目録世善堂書目等に見える、すなわち隋・唐・宋・明ころまで伝わっていたが、清代になると絶えて散逸。ところが光緒(1875年~1908年)の初め、すなわち我が国の明治の初め清末の学者・楊守敬が公使の何如璋に従って来日するに及び、この書が日本に存在していることを初めて知り、かくして大臣の黎庶昌に勧めて古逸叢書の中に翻刻させた。中国の文献が中国においては散逸し、それが偶然にも日本に伝わ

って残っていたという事例はほかにもあるけれども、『玉燭宝典』の場合はその白眉であって、かくして中国の人々はみな驚き希世の珍本としたという、かかる来歴があるからである。

## 二 日本に伝わる『玉燭宝典』の諸本

日本における『玉燭宝典』十二巻に関する古記録は、まず藤原佐世の『日本国見在書目』に見える。これによれば『玉燭宝典』十二巻は、清和天皇（858年～876年）の時代にはすでに日本に伝わっていた。

以下には日本に伝わる『玉燭宝典』の諸本に関する情報を紹介する。

### ○旧加賀藩前田侯の尊経閣文庫所蔵『玉燭宝典』卷子本（巻九欠）

本書は日本現存最古の『玉燭宝典』である。本書前田家本の巻六の尾には「貞和四年（1348年）八月八日、書写畢（る）」としたためである。また本書の背紙は、多くの文書を連続したものから成っているが（玉燭宝典裏書参照）、巻三の背には「貞和二年・三年」とあり、巻六の背にも「貞和三年」とあり、巻七の背には「建武三年（1336年）・暦応二年（1339年）・貞和四年（1348年）」とある。なお本書の巻五の尾には「嘉保三年（1094年）六月七日、書写了（る）并（せて）校异（む）」とあるが、これは旧跋をそのまま写したものとされる。これらによって前田家本『玉燭宝典』は、後村上天皇（1339年～1368年）の時代、換言すれば足利幕府開幕（1338年）後、まもないころに書写校定されたものであることが知られる。

### ○前田家景印本『玉燭宝典』卷子本（巻九欠）

### ○宮内庁書陵部蔵『玉燭宝典』（写本・巻九欠）

### ○古逸叢書本『玉燭宝典』（尊経閣本の影印・巻九欠）

### ○歳時習俗資料彙編本『玉燭宝典』（尊経閣本の影印・巻九欠）

### ○国立公文書館蔵『玉燭宝典』（昌平學問所旧蔵、水野忠央旧蔵等四本）（巻九欠）

### ○専修大学所蔵本『玉燭宝典』（写本・巻九欠）

本書は江戸末期の考証学者・森立之・約之父子が代表して校合したもの。巻二の尾には「山田直温・野村温・依田利和・猪飼傑・横山樵・同に校（して）畢（る）、三月五日」とあり、また旧跋をとどめて「貞和五年四月十二日、一校了（る）、面山叟」としたため、さらに冊尾には森約之の安政三年（1856年）の識語一条がある。

### ○国会図書館所蔵・依田利用の自筆稿本『玉燭宝典攷証』（巻九欠）

本書の目次には十二巻本と銘打ってあるが、序文に巻九を欠くことを明記しているように実際は十一巻しかない。本書の攷証に当たった依田利和は江戸幕府医官であって、専修大学所蔵本の巻二の尾に見える依田利和とは同一人物である。

### ○東洋文庫所蔵・依田利用の自筆稿本『玉燭宝典攷証』（巻九欠）

本書は国会図書館所蔵本とは書式を若干異にするが内容はほぼ同一であると思われる。

### ○旧青山相公蔵『玉燭宝典』卷子本（全十二巻）

本書については、島田翰の『古文旧書考』刻宋本寒山詩集序に次のように言う。「今是書、装成卷子、相其字様紙質、当在八九百年外矣、而卷第九尚儼存、却佚卷第七後半、～是書、比之於貞和本、語辞更多、且通篇用新字、其数多至十三字、云々」。ただし本

書が現存するか否かについては現時点では未詳。

○東北大学所蔵本『玉燭宝典』（残八巻、三冊本）

本書は依田利用等校訂による写本（朱筆校訂本）。

○中国古典新書統編本『玉燭宝典』（巻九欠）（石川三佐男著・明德出版社）

### 三 中国における『玉燭宝典』の学術情報

ここに言う『玉燭宝典校本』（未刊）は筆者による仮称である。本書は最近、中国でもトップクラスの著名大学人文学院の碩士学位論文として提出されたものである。本書は前半で、中国古代の重要な月令に関する著述である隋の杜台卿の『玉燭宝典』について成書、流伝、価値、構成等に涉り、歴史文献学の視点から詳細な整理研究を展開している。その庄巻は『玉燭宝典』が引用する百五十余の膨大な量の文献資料について綿密な統計調査と考察を行い、さらに緯書等との比較研究に及んでいる点である。この成果だけでも『玉燭宝典』が文献学上いかに高い価値を有しているかを知らしめるのに十分である。さらに本書は後半で、『玉燭宝典』の本格的体系的な校勘を試みている。すなわち底本とする古逸叢書本『玉燭宝典』の本文及び注について、対校する主要テキストを『書経』『詩経』『礼記』月令篇等を含む十三経注疏（中華書局本）と日本の『玉燭宝典注』（石川三佐男の訳読に係る中国古典新書統編本『玉燭宝典』を指している）に定め、歴史文献学の視点から丹念な校勘を展開している。碩士論文の水準を超えた労作であると言っても過言ではない。

ただし内容を通覧した上で二、三、批評めいたことを述べれば、『玉燭宝典』が引用する蔡邕の『月令章句』は、十三経注疏本『礼記』月令篇と文言が必ずしも一致していない。したがって十三経注疏本の『礼記』月令篇等を過大評価した上での校勘には多少、過誤が生ずる可能性がある。また日本人の『玉燭宝典注』を重要視するのであれば、日本人学者による『玉燭宝典』の考証として最高傑作というべき依田利用の『玉燭宝典攷証』を校勘の対象資料とすることは不可欠であり、本書はそれを欠いていることが惜しまれる。さらに言えば、中国において近年、敦煌懸泉遺址から『敦煌懸泉月令詔條』という建物の壁面に墨書された考古資料が発見されている。また敦煌周辺からは月令の記事と緊密に関連する夥しい数量の漢簡が出土している。本書はこうした新出資料への配慮を欠いている点、今後の課題として残るであろう。

とはいえ『玉燭宝典』の一書は中国では明・清ころに亡佚・流伝して姿を消し、それが清末になって日本から一卷を欠く十一巻本が古逸叢書の一書として里帰りすることになって当時大いに脚光を浴びたが、その後は長期に涉ってさほど重視されず、幾たびか新たに翻刻されることがあっても整理はおろか、めばしい研究成果はほとんど現れなかった経緯があることを考慮すれば、本書に対しては特に積極的な評価を与えてよいであろう。

以上のほか、中国の著名大学の副教授で、大学院では「中日文化交流史」等を担当し、大学では「東アジア民俗の比較研究」等を担当し、すでに「漢曆の東伝—日本における中国の歳時文化の影響」（『文史知識』2002年第1号）、『古代日本における中国年中行事の受容』（日本桂書房・2002年）をはじめとする相当数の著書論文を発表している学者から、中国の年中行事史前史、中国年中行事の構造、古代日本における中国年中行事の受容等に関わって、近々一冊の書物を刊行する予定であるという情報が寄せられている。本人の言

によれば今後、日本のほか、朝鮮半島、ベトナム、昔の琉球等も中国の年中行事の影響を受けており、それらを総合的に調査研究する構想であるという。いずれの場合にも、その基本史料に『玉燭宝典』が加わることは間違いないであろう。

以上のような状況から筆者は今後、前者の『玉燭宝典校本』の研究成果と同様、後者の東アジア全域を視野に入れたグローバルな研究活動にも注目していきたいと考えている。

#### 四 近年発見の『敦煌懸泉月令詔條』に関する学術情報

近年、前漢元始五年(西暦5年)の記録になる『詔書四時月令五十條』(以下『月令詔條』と表記)という考古資料が敦煌甜水井東南三里の地にある漢代懸泉遺址から発見された。

この考古資料はもともと一個の小院形式の建物の泥壁に墨書されていたものだが、後漢晩期に当該県が廃止された経緯もあって、発見時にはほとんど原形をとどめないほど崩れ落ち、破損していた。甘肅省文物考古研究所による復元作業を経て元の姿を現した『月令詔條』は、正文が右前方から左後方に向かって縦五十條、全九十九行に分けて小さな隸書体で簡条書きされており、標題は正文の最後に二行に分けて縦に大きく隸書体で書かれていた。標題には「使者和中所督察詔書四時月令五十條」とあった。五十條の條文の配置内容は均衡を欠いており、最も多いのが一ヶ月十一條で最も少ないのが一ヶ月一條であった。

- ・春：孟春(正月)十一條、仲春(二月)五條、季春(三月)四條、計二十條
- ・夏：孟夏(四月)六條、仲夏(五月)五條、季夏(六月)一條、計十二條
- ・秋：孟秋(七月)三條、仲秋(八月)三條、季秋(九月)二條、計八條
- ・冬：孟冬(十月)四條、仲冬(十一月)五條、季冬(十二月)一條、計十條

『月令詔條』はその冒頭に「太皇太后詔曰」とあり、前漢元始五年五月十四日に太皇太后(王莽の姑)の名義で頒布されたものである。同類の詔條はおそらく全国各地に頒布されたことであろう。しかも『漢書』王莽伝には、次のような歴史記事が記載されている。

- ・太皇太后臨朝、大司馬莽秉政、百官総己以聽於莽。
- ・附順者拔擢、忤恨者誅滅。
- ・王舜、王邑為腹心、甄豐、甄邯主擊斷、平晏領機事、劉歆典文章、孫建為爪牙。

これらの記事から推せば、『月令詔條』が頒布された背景には、成帝が崩御し、幼い哀帝が即位した直後の王莽による権力拡張と王朝篡奪の野望があったことは疑いない。

ちなみに月令という一連の理論形式と表記形式を備えた行政文書は、『礼記』月令篇の事例に見られるように、前漢初期ころには一定の影響をもつようになっており、前漢中期ころにはすでにかなり流行していた。また伝世的な月令は本来、『呂氏春秋』孟春紀や『礼記』月令孟春の條に「立春之日、天子親率三公九卿諸侯大夫以迎春於東郊」「天子乃以元日祈穀於上帝」「王布農事、命田舍東郊、皆修封疆、審端徑術」「是月也、不可以称兵」「無變天地之道、無變地之紀」とあるように、時の統治者の政治活動から書き始めるのが一般である。そのような性格上、月令は長編となることが通例である。六月の記事に例をとってみよう。

#### 『呂氏春秋』季夏紀(部分)

- ・是月也、令漁師伐蛟取鼃、升龜取鼈、乃命虞人入材葦。

- ・是月也、令四監大夫合百縣之秩芻、以養犧牲。云々
- ・是月也、命婦官染采、黼黻文章、必以法故、無或差忒。云々
- ・是月也、樹木方盛、乃命虞人入山行木、無或斬木。不可以興土功、不可以合諸侯、不可以起兵動衆。無舉大事、以搖蕩于氣。無發令而干時、以妨神農之事。

## 『月令詔條』六月條

- ・毋得興土功。

一目瞭然、『呂氏春秋』季夏紀に比して『月令詔條』六月條は極端に少ない。『月令詔條』が六月の條文として「毋得興土功」一條のみを抽出した理由は謎めいている。これについては王莽と劉歆の陰陽五行を迷信敬順する働きがあったことが考えられる。

ところで『月令詔條』の発見は歴史研究と文献研究に対し、計り知れない意義をもたらしている。二、三、具体例を挙げてみよう。

第一は、『月令詔條』五十條には、歴史資料の空白部分を大きく補填する情報が含まれていることである。第二は、『月令詔條』五十條には、『漢書』王莽伝に記載の不明瞭な政策を一気に解明する情報が含まれていることである。第三は、『月令詔條』五十條は関係する旧本の誤りを校勘したり、旧解釈の誤りを訂正したり、文献資料を正しく理解させる情報を内包していることである。第四は、『月令詔條』五十條の発見は過去の学術論争の結論に対し、見逃すことのできない疑念を抱かせる情報が含まれていることである。

第一の問題については、たとえば王莽が義和の官を立てたことは史書に簡略に記すのみである。なかには王莽奪漢時の義和には両義あるのを誤解している向きもあった。そのようななか、たとえば『月令詔條』五十條には「建義和、立四子」とあって（これは『尚書』堯典の所説を踏襲したもの）、ここにいう義和は王莽の国師としての劉歆を暗示するほか、四方や四季を分掌する四子、すなわち義仲（春）、義叔（夏）、和仲（秋）、和叔（冬）の意味を含意する。したがってたとえば和叔について言えば、顔師古がこれを「義和四子之一」と注記したのは誤りであって、実は和叔と義和四子は同置の存在であり、北方冬季月令を掌る存在と見なければならぬ、等々。これらによって『月令詔條』五十條は王莽の事跡を知る上で、もはや不可欠の史料となったと言ってよいであろう。

第二の問題については、『漢書』王莽伝元始五年の條に次のようにある。

- ・劉歆、陳崇等十二人皆以治明堂、宣教化、封為列侯。
- ・莽既致太平、北化匈奴、東致海外、南懷黃支、唯西方未有化。
- ・又増法五十條、犯者徙之西海。徙者以千萬數、民始怨矣。

このうち「増法五十條」は何を指すのかほとんど知られていなかった。しかし『月令詔條』五十條が発見された今日、「増法五十條」が時間的にも詔條数目でも『月令詔條』すなわち「詔書四時月令五十條」を指すことはもはや疑う余地がない。このことは両者の性質が「律」であり「法」であることから指摘できる。

第三の問題については、『呂氏春秋』仲春紀に見える語と関わる。

- ・是月也、日夜分。雷乃発声、始電。蟄蟲咸動、開戸始出。先雷三日、奮鐸以令兆民曰、雷且発声、有不戒容止者、生子不備、必有凶災。

このうち「奮鐸」の語について、『礼記』月令篇は「奮木鐸」に作る。仲春紀の高誘注には「鐸、木鈴也。金口木舌為木鐸、金舌為金鐸、所以振告兆民、使知将雷也」とあ

る。朱琳の『礼記訓纂』は王引之説を引いて次のように指摘している。旧本『北堂書鈔』政術部は「奮鐸以令」に作る。その注は月令を引いて亦た「奮鐸以令兆民」に作る。『太平御覽』天部十三も亦た「奮鐸」に作る。『淮南子』時則訓は「振鐸」に作る。『釈文』は只だ「奮鐸」の二字に音を注するだけである。これらに由れば、もともと「木」字は無かったことが分かる、と。したがって今『月令詔條』は「奮鐸」に作ることからすると、王引之の説は非常に正確であるということが証明できる、云々。

第四の問題については、擬古文『尚書』の作者について清の廖平、康有為、崔適等の学者は劉歆が偽造したと疑ったが、後に多くの学者によって劉歆偽書説は否定され、劉歆は無実を勝ち取った感があった。しかし『月令詔條』五十條が発見されるに及び、劉歆偽書説はその嫌疑が十分であることが改めて浮上してきた。まず『月令詔條』の冒頭に「太皇太后詔曰」とあり、ここに見える「太后」は王莽の姑を指すことは前述の通りである。いっぽう『尚書』中には「元后」の語は五箇所に見える。すなわち大禹謨に三回、太誓に二回に見える。大禹謨に三回言う「元后」、及び太誓に「亶聰明、作元后、元后作民父母」と二回言う「元后」は、その実、王莽の姑である「太皇太后」を含意することが明らかである。ちなみに大禹謨は過去に古文『尚書』のなかでも偽書中の偽書と疑われ、泰誓は今文・古文両篇ともに偽書と疑われてきた。今文太誓については、その出現はかなり遅く、多くの学者は早くから劉向、劉歆父子がその偽作に関わっていると論定していた。近年、劉起釡も次のように指摘している。「今文太誓は漢代の偽造であると断定することができる。その神怪内容に依拠すれば、今文太誓は漢代の五行災異説流行の産物であることは疑いない。(中略)これを要するに、今文と擬古文両篇の太誓は当然、従来尚書のなかで討論してきたことに雑入させるべきでない」と。したがって『月令詔條』五十條の頒布と『尚書』を襲う文字の使用状況から『尚書』中の「元后」の語を連想すれば、それは太皇太后の歎心を獲得すること、及び王莽の漢王朝の権力を篡奪する野心が達成されるよう幫助するためのものであったことが認められる。このように劉歆には確かに『尚書』を偽造する動機があり、彼には確かに偽書行為に関わったという重大嫌疑がある。

『月令詔條』の発見は以上のほか、敦煌漢簡等に数見する不確かな「扁書」「大扁書」の問題を解明する情報も提供している。その問題についてはここでは割愛する。

## 五 日本における『玉燭宝典』の学術情報

日本における『玉燭宝典』の研究は中国の場合に比べ、さらに少ない。そうしたなかで、『玉燭宝典』は日本の公事にどれほど影響を与えたかという基本的な問題がある。我が国の公事が中国から伝来した『玉燭宝典』にどれだけ依拠することが多かったかについては、たとえば『年中行事秘抄』に「玉燭宝典孟夏篇云」「玉燭宝典仲夏篇云」「玉燭宝典孟冬篇云」とあることから、容易に窺うことができる。ここではその問題を『本朝月令』を通して考えてみたい。『本朝月令』について『群書解題』第五巻は次のように解説している。

公事すなわち年中の政務に関する書。原巻数不明。本朝書籍目録には六巻とあり、あるいは四巻かとも注している。現存のものは大きく散逸していて、その一部を存するのみであるが、尊経閣文庫本には「本朝月令巻二」と題してあるから、現存のものはその第二巻に相当するものかとも思われる。「書名」本書は年中の公事を説いてい

るので、礼記の月令の篇が四季の時候を叙しているところから、その名をかりたものである。「作者」本朝書籍目録に「公方撰」とある。他にその的証は無いけれども、公方(939~970頃)ならば惟宗氏、累代の明法博士・大判事で、醍醐・朱雀・村上・冷泉の四朝に仕えた人という(中略)。「内容」年中の公事を説明したもの、すなわちいわゆる年中行事の書である。今は四月より六月に至る部分しか残っていないので、他の公事の書のように、臨時の公事の部分もあったかどうかは明らかでない。古書に引用されている本書の逸文にも、臨時に相当する記事は見当たらない。本書の説明態度は、ただ群籍を引用し、それをして語らしめるという仕方、著者自らの文で説明したところは無い。それゆえほとんど公事の縁起を明らかにするのみで、本朝書籍目録にも「記年中公事本縁」といっているのである。この書によって公事がどういう順序で運ばれて行くかという事は、まったく知ることができないのである。その引用する群籍は和漢を通じ、内外典に及び、はなはだ広博であり、往々今日に伝わらない逸書の面影を忍ばせるので、学界からはその点でははなはだよろこばれている。「本文」前田家の尊経閣文庫に鎌倉時代書写の金沢文庫本を伝えているほか、宮内庁書陵部・上野図書館・神宮文庫・彰考館等に写本を蔵するが、世に行われている諸伝本は、いずれも金沢文庫本にもとづいている。類従本も勿論その一である。なお本朝月令と題して正月より十二月に至る記事を有する写本もあるが、それは本書とは全然別のものである、云々。

以上の『群書解題』の説明の限りでは『玉燭宝典』が我が国の『本朝月令』に何らかの影響を与える事実があったか否かについては一切触れていない。それもそのはずで、実は『本朝月令』のなかでは漢籍を引用することは夥しい数量に及ぶけれども、『玉燭宝典』に言及することは一切ない。これは同類書の『年中行事秘抄』の場合と比較すると、いささか不可思議なことである。この問題について林眞木雄氏は、『本朝月令』に引用される『月舊記』という書物を緒口として、近年、刮目すべき研究成果を報告している。その要点は、およそ次の通りである。

第一は、『本朝月令』中に見える『月舊記』という書物は『本朝書籍目録』帝紀篇の末尾近くにその書名を見出すことはできるものの、これは恐らく『目録』の編成者ないしは後の増補者が『本朝月令』のなかにその書名を認めて著録したものであると推定される。

第二は、諸書に散見する『月舊記』の記事はいったい如何なる典籍から引用されたものであるかを仔細に検討してみると、いずれの記事も『本朝月令』から孫引きされた蓋然性が極めて高い。

第三は、『月舊記』の典拠を検討してみると、これも『本朝月令』に所引された漢籍記事同様、『玉燭宝典』に依拠したものであることが明らかである。『本朝月令』では『玉燭宝典』から年中行事資料を引用するに際し、一切『玉燭宝典』の書名を用いていない。これは明法博士・惟宗公方が敢えて秘匿したものであると推定される。このことは『月舊記』の書名が一連の引載記事の冒頭部分ではなく、決まってなかほどのあまり目につきにくい部分に見られることとも関連すると理解しなければならない。

このように見てくると、『本朝月令』に引用される記事と『月舊記』の記事は、双方とも同一人によって『玉燭宝典』から適宜抜粋されたと解するのが最も自然である。このこ



とから、『月舊記』は『本朝月令』に先行して存在した著作物であると見なすことはできず、その実は惟宗公方によってその書名が偽造されたと考えなければならないであろう。当時の公方には明法家としての広才博覧ぶりを誇示しなければならない不可避の理由があったのかもしれない、云々。

なお『月舊記』の記事が『玉燭宝典』に依拠していることは、たとえば『月舊記』十二月の記事と『玉燭宝典』巻十二の記事を併記してみれば、さらに顕著になるであろう。

#### 『月舊記』十二月の條

- ・月舊記云。周官。方相氏蒙熊皮。黄金四目。玄衣朱裳。執戈揚楯。帥百隸而時儺。論語鄉黨云。鄉人儺。孔子朝服而立於阼階。注云。儺者。謂駟疫鬼。朝服而立於阼階者為鬼神。或驚怖當依人。今世打細腰鼓。戴胡公頭。及作金剛力士逐除。即其遺風也。

#### 『玉燭宝典』巻十二の條（部分）

- ・案周官、方相氏、蒙熊皮、黄金四目、玄衣朱裳、執戈揚楯、師伯隸而時儺籥、章常土鼓鬮籥、杜子春注云、土鼓以瓦為匡、以革為両面可擊、又曰、国祭蜡、則吹鬮頌、擊土鼓、以息老物、此即臘鼓也、論語鄉黨云、鄉人儺、孔子朝服而立於阼階。注云、儺者謂駟疫鬼。朝服而立於阼階者、為鬼神或驚怖、當依人。今世、民打細腰鼓、戴胡公頭、及作金剛力士逐除。即其遺風。

以上のほか、林眞木雄氏は、南北朝梁代の宗懐の著作として著名な『荆楚歳時記』について、その実は『荆楚歳時記』は隋代の杜公瞻によって大幅に改竄されたと見なされるため、これを歴史資料として用いるには厳密な文献批判がなされた上でなければ史料的価値を持ち得ないものであるという、注目すべき見解を示している<sup>14)</sup>。事は『玉燭宝典』の資料的価値を高めることにも関わって重大である。今、煩を厭わず当該箇所を引用して紹介すれば、次の通りである。

現行本『荆楚歳時記』七月十五日盆会に所引される『孟蘭盆経』は直接に該経から引用したと見なすことはできず、杜公瞻によって『玉燭宝典』から孫引きされたものと考えられる。それは『玉燭宝典』と『荆楚歳時記』とを仔細に比較することによって得られる結論である。すなわち①両者（玉燭宝典と荆楚歳時記）の『孟蘭盆経』の引用範囲が完全に一致すること。②しかも『荆楚歳時記』に引用される『孟蘭盆経』は『玉燭宝典』のものを節略したかたちで引載していることと見なすことができること。③右の①、②をうらづけることとして、『孟蘭盆経』に於いては「十方衆僧於七月十五日」、「亦応奉此孟蘭盆、救度現在父母乃至七世父母」とある部分が、『玉燭宝典』『荆楚歳時記』ではともに「至七月十五日」「亦応奉孟蘭盆供養」となっており、ここに「至」字、「供養」という語句が両者に一致してみられること。とりわけ「供養」という言葉が共通していることは看過し得ない決定的事実と云えよう。

## 六 『玉燭宝典』の巻九の行方

日本に伝わる『玉燭宝典』の諸本については、たとえば国会図書館所蔵・依田利用の自筆稿本『玉燭宝典攷証』叙・例言の一に、

・第九巻各本闕逸、仄聞某侯所蔵、獨為完善、而不可得見、以俟博洽君子、有得而補之。とあるように、各版本とも巻九が闕逸しているというのが常識となっている。そこで諸家ごぞ

って『玉燭宝典』巻九は今日に伝わらないという。

ところが平成十六年（2004年）八月、筆者が詩経国際学術会議（中国河北省承德市）に向かう途次、北京に二、三日滞在した際、我が目を疑うような驚くべき学術情報に接した。その情報資料には「日本に伝わる『玉燭宝典』には幾つかの版本があるが、島田翰が著した『古文旧書考』には従来知られている版本と異なるものが伝えられていて、しかも行方不明であった『玉燭宝典』巻九が保存されている。ただし巻七の一半は欠けている。惜しいかな自分はその実物を実見してはいない」（原漢語）と記されてあった。筆者は島田翰という人物とその著作である『古文旧書考』について全く情報を持ち合わせていなかったこともあって、まさに驚天動地のごとき思いを体験したのであった。

帰国後、島田翰の『古文旧書考』を検索してみると、幸いにも秋田県立図書館に収蔵されていることが分かった。早速、秋田県立図書館に出かけて『古文旧書考』を閲覧し調査してみると、その序文には次のように記されていた。

・玉燭宝典十二卷・卷子本

隋志雑家、玉燭宝典十二卷、著作郎杜台卿撰、唐志同、新書宋史列之農家、直齋書錄解題収之時令、其余、遂初堂書目載之、崇文総目、郡齋讀書志、鄭樵通志、皆不著録、独明陳第世善堂書目、載足本、蓋自宋初、如存如亡、不甚顯于世、故太平御覽、所引用亦已少矣、而後來諸家目希載、則其寥々亦可知也、是所引用諸書、如月令章句、蔡雲所輯、馬国翰所集、摺摭詳贖、無遺、而猶且不及見也、其他、皇覽、孝子伝、漢雜事、緯書、蒼頡、字林之属、皆佚亡不伝、又漢魏人遺説、厯籍此以存、所謂吉光片羽、所宜宝重也、蓋本邦古文物之盛、収書之多、隋唐志所載者、無不悉備焉、觀之藤原佐世見在書目、可徴也。其後、寓内板蕩、數百年之中、干戈接踵、典籍隨而散佚、雖其僅存者、亦不能無殘缺、而是書不為兵火所燬、不為風雨漸滅、幸存于今矣、而歷年之久、伝写謬誤、浸失旧文、缺脱紛錯、殆不可句、不亦歎乎、卷子之制、每張烏糸欄高八寸一分、一歎八厘十九行行二十三字、注雙行二三四五字、世字民字、避唐諱缺画、蓋從唐鈔所伝録也、首有玉燭宝典序、卷端題玉燭宝典第一卷、杜氏撰、一行直書、次行記正月孟春第一、是書黎氏古逸叢書本、以影録秘府貞和鈔本為藍本（貞和鈔本、徳川氏時、佐伯侯毛利高翰所献、鈔手極精）、而卷第九、則属闕逸、今是書、装成卷子、相其字様紙質、当在八九百年外矣、而卷第九尚儼存、却佚卷第七後半、貞和本末卷、往々用武后制字□□□□□□之類、余卷悉然、今是書、比之於貞和本、語辞更多、且通篇用新字、其数多至十三字、知其来比御本更在遠也、聞侯爵前田氏、又藏足本、惜未見、蔡伯嗜雖缺其守操、独其文学則東京鴻匠矣、其所著月令章句、天文礼楽車服志、女訓、勸学、聖皇篇之属、皆逸亡不伝、而其存于今者、僅独断而已、而亦不完、深以為恨、月令先秦古書、而章句実与鄭君並駕、其失伝尤可歎、唯是書所載、其文多於他書、而蔡馬之徒、皆不得見、故其為説往々憑虚憶裁、錯乱失次、可議者不尠矣、学者以是為底基、蒐羅旁搜、雖不能復旧觀、庶幾乎次叙可考、嗚呼王者謹時令、急民事、故小正紀之夏時、月令係之周公、然則是豈独好奇搜異云乎哉（卷第九長不録、収在群書點勘中）、

すなわち明治三十七年（1904年）に刊行された島田翰の『古文旧書考』によれば、島田翰は従来の版本とは異なる版本の『玉燭宝典』を見つけた。この『玉燭宝典』は卷子本で

文字の書きようや紙質を見れば、ざっと八、九百年來のものであることが分かる。しかもこの『玉燭宝典』は巻第九を厳然として保存してあり、逆に巻第七の後半が欠落している。従来伝わっている貞和本の巻末には、往々にして則天武后が制字した□□□□□等の文字(当該文字は活字では容易に表記しがたいため本論稿では仮りに□の符号を当てておく)が用いられていて、他の版本もほとんどそうである。しかしこの『玉燭宝典』は貞和本に比べてみると、用いてある語辞はそれよりもさらに多く、しかも全体を通して新字を用いており、その数量は十三字も多いことから、その伝来は御本に比べるとさらに遠いことが分かる。なお巻第九は長文であるので本書には収録せず、『群書點勘』中に収めてある、と言う。

以上の記載から、『玉燭宝典』巻九は残念ながら『古文旧書考』には収録されていないことが判明した。そこで筆者は、こんどは島田翰の『群書點勘』を搜索する作業に入ることとした。この間、可能性がありそうな図書館・資料館等々、ありとあらゆる方面に搜索の範囲を広げた。こうした搜索の途次、島田翰には『古文旧書考』の附録として刊行された『訪余録』という書物があることが浮上してきた。そこで東京の二松学舎大学図書館に出かけ、島田翰の『訪余録』を実見してみると、次のようにあった。

・訪余録

刻宋本寒山詩集序

蘇峰德富氏、既刻我古文旧書攷、又将表章遺經、詢目於予、予謂之曰、将以表章經本、則如古文尚書詁訓伝、大唐書儀及道藏中諸書、皆卓卓可伝者、惟其卷帙浩瀚、未易鉅梓耳、震發旧本之異同、参弁佚存古佚之妄改、是亦一道、然已有我群書點勘、在如玉燭宝典卷九、収在其中矣、無己、則有一於斯、予昔奉青山相公、命編校内府之書、旧鈔旧刻、皆有校本佚篇、云々、

明治三十八年太歳乙巳夏四月

東京島田翰序

すなわち『古文旧書考』の記載と同様、その附録である『訪余録』にも、島田翰には『群書點勘』なる著作があって、『玉燭宝典』の巻九のごときものも、その中に収録してある、と記載されている。しかも島田翰はさらに次のように言う。「私のような者がいなかったら、このように稀覯資料を一つにまとめることができたであろうか。私は昔、青山相公のもとに奉職したことがある。その折、命ぜられて内府の書物、旧鈔・旧刻を編纂し校閲したことがあるが、そこには校本佚篇の類が皆備わっていた、云々」と。この記載からすると当時、島田翰は青山相公なる御仁のところから、巻九が備わっている『玉燭宝典』の情報を入手したらしい。「無己、則有一於斯」(己無くんば、斯れを一にすること有らんや)と言うのは、当時、書誌学者としての島田翰の絶頂期を物語るものであろう。

ちなみに『古文旧書考』を通覧すると、次のような表現があることに気がつく。

- ・起藁於己亥之冬、至今茲癸卯、越五閱年、始克古文旧書考、及群書點勘二書、云々、
- ・～在群書點勘、
- ・～詳在於群書點勘、
- ・考具於旧鈔本攷第二集

これらの限りでは、『群書點勘』は確かに刊行されたかのようである。ところが平成十六年(2004年)八月以来の半年余、筆者はあらゆる手だてを講じ、また図書館司書や専門

家等の協力を得るなどして島田翰の『群書點勘』を搜索したが、その手がかりはほとんど無い状態であった。その途次の九月末、一つ気になる情報に出くわした。それは徳富蘇峰記念館に勤務される高野静子さんの著作『続 蘇峰とその時代—小伝島田翰他—』のなかにあった。すなわち『続 蘇峰とその時代—小伝島田翰他—』の「小伝 鬼才の書誌学者島田翰」中に収録されている、翰が当時の中国の著名碩学・王国維に宛てた書翰のなかに、次のように見える。

- ・自分は古文旧書考、群書點勘の二書を刻し、友人の助けを以て『古文旧書考』を印刷したところ、なんと先生(王国維)は曾文正が先生に贈ったところの真読書人の四字を私に贈られたことは、思ってもいないことでした。

つまりこの翰自身の書翰に「自分は古文旧書考、群書點勘の二書を刻し、友人の助けを以て『古文旧書考』を印刷した云々」とある限りでは、『古文旧書考』は首尾よく刊行され、国内外の識者から高く評価されたことは間違いないが、「群書點勘」のほうは原稿は完成したが、経済的理由等で実際は刊行されなかったことを示しているように読み取れるのである。仮りに明治三十年代当時、「群書點勘」が実際に刊行されたとすれば、島田翰はある意味では時代の寵児であったことから、明治期の出版物記録書にその書名を留めることは必至である考えられる。ところが現実にはその類のリストには「群書點勘」は全く見あたらない。このことは即、「群書點勘」は結局未刊となったことを推測させる残念な状況証拠となるのである。

そこで筆者は次のような仮説を立ててみた。すなわち『玉燭宝典』の巻九を収録する島田翰の「群書點勘」は、原稿段階では完成していたが経済的理由等で実際は刊行されなかった。ただし出版直前まで仕上がっていた島田翰の「群書點勘」の原稿資料は、戦災等で消失していない限り、日本のどこかに収蔵されているはずだ、と。さらに言えば、その可能性が高いところは自ずから絞り込むことも可能である。そこで筆者は最も可能性のありそうな機関に対し、「群書點勘」(未刊?)資料に関して次のような搜索依頼を試みた。以下の資料は平成十六年九月に、島田翰の事跡に詳しい高野静子さんに宛てた筆者の「嶋田翰の『群書點勘』(未刊?)資料に関する搜索依頼文」である。

高野さま、こんにちは。先般は種々ご教示賜りまして洵にありがとうございました。その折のお言葉に甘え、以下のことについて改めて搜索方お願いする次第です。

(搜索対象) 依頼者石川の最終的搜索対象は明治三十八年に民友社から刊行された嶋田翰の『古文旧書考』の玉燭宝典十二巻卷子本に関する書誌学的解説記事末尾に「巻第九長不録、収在群書點勘中」と注記されている『玉燭宝典』巻九の資料、または情報です。この資料を見つけることは関係機関のご協力を得なければとうてい達成できそうにありません。

(状況)「玉燭宝典」の巻九が収録されているはずの「群書點勘」については、嶋田翰の『古文旧書考』古文旧書考発凡の条に、「起藁於己亥之冬、至今茲癸卯、越五閏年、始克古文旧書考、及群書點勘二書、云々」と見えます。しかしこれまで明治・大正・昭和期の出版物を検索した限りでは「群書點勘」に関する手がかりは全くありません。

そのようななかで最近、高野さまのご高著『続 蘇峰とその時代』(一小伝 鬼才の書誌学者嶋田翰)中に、翰が中国の学者に宛てた手紙を引いた一条があり、そこ

には「自分は古文旧書考、群書點勘の二書を刻し、友人の助けを以て『古文旧書考』を印刷したところ、なんと先生（王国維）は曾文正が先生に贈ったところの真読書人の四字を私に贈られたことは、思ってもいないことでした」とあるのを目にする機会を得ました。

これによると『古文旧書考』は首尾よく刊行され国内外から永く名声を得るところとなったが、いっぽうの「群書點勘」は未刊のままとなったように読み取れます。仮りにそうであれば出版直前段階にあった「群書點勘」はその後どのような運命を辿ったのでしょうか。そこで一縷の望みとして次のような思いつきを得ました。

高野さまのご著書によりますと、徳富蘇峰は書籍蒐集質量とも絶大であり嶋田翰の佳き理解者であった。明治三十六年には蘇峰が嶋田翰の蔵書（670部237本）を大野洒竹の斡旋で購入し、これが蘇峰の蔵書、成簣堂文庫の基礎の一部となったとあります。これらのこと及び蘇峰と嶋田翰との関係から「群書點勘」に関する資料は貴記念館またはお茶の水図書館「成簣堂文庫」の現在未整理と伺う資料のなかに含まれている可能性があるように思われます。

（依頼）については洵にお手数をおかけしますが、貴記念館において「群書點勘」に関する資料また情報がありましたら、是非ともご教示いただきたく、ここに書面を以て謹んでお願いする次第です。なお同趣の依頼はお茶の水図書館「成簣堂文庫」のほうにも行ったことを申し添えます。早々。

以上の搜索依頼に対し、高野さん及び徳富蘇峰記念館からくだんの資料は収蔵していない旨のご返事を頂戴した。その間、電話による調査ではあるが、金沢文庫（前身は称名寺。称名寺は国宝級和漢資料を豊富に収蔵し、それは後に金沢文庫に受継がれることになる。嶋田翰はかつて称名寺の資料を自由に閲覧できる立場にあった経緯がある）にもくだんの資料が収蔵されていないかどうかを尋ねたことがある。その際の回答では、当該資料を収蔵していた形跡は一切ないとのことであった。

以上の搜索経緯から、『玉燭宝典』の巻九の行方を巡っては大きく四つの可能性があるように思われる。

第一は、嶋田翰の『訪余録』に「已有我群書點勘、在如玉燭宝典巻九、収在其中矣、無己、則有一於斯、予昔奉青山相公、命編校内府之書、旧鈔旧刻、皆有校本佚篇、云々」とある記載にその存在の可能性を認めることができる。すなわち巻九を完備した『玉燭宝典』は明治のころ「青山相公」なる御仁のもとに収蔵されていて、現在もそれがどこかに受け継がれている可能性がある<sup>(6)</sup>。

第二は、『玉燭宝典』の巻九を収録した嶋田翰の「群書點勘」（未刊?）の資料は、明治三十六年に徳富蘇峰が嶋田翰の蔵書（670部237本）を大野洒竹の斡旋で購入し、これが蘇峰の蔵書、成簣堂文庫の基礎の一部となった経緯があることから、お茶の水図書館「成簣堂文庫」の現在未整理状態であるという資料群のなかに埋もれている可能性がある。

第三は、もと「青山相公」なる御仁収蔵の巻九を完備する『玉燭宝典』（今是書、装成卷子、相其字様紙質、当在八九百年外矣、而巻第九尚儼存、却佚巻第七後半、～是書、比之於貞和本、語辞更多、且通篇用新字、其数多至十三字）と『玉燭宝典』の巻九を収録する嶋田翰の「群書點勘」（未刊?）資料は、どちらか一方が価値等不祥のまま日本のどこかの個人な

いしは機関等に眠っている可能性がある。

第四は、もと「青山相公」なる御仁収蔵の巻九を完備する『玉燭宝典』（今是書、装成卷子、相其字様紙質、当在八九百年外矣、而卷第九尚儼存、却佚卷第七後半、～是書、比之於貞和本、語辞更多、且通篇用新字、其数多至十三字）と『玉燭宝典』の巻九を収録する島田翰の「群書點勘」（未刊?）資料は、ともに第二次世界大戦の被災等を受けて灰燼に帰した可能性がある。

仮りに第一、第二、第三の可能性について一縷でも望みがあり、近い将来きっと発見することができれば、それは世紀的発見事であって、彼我の歳時記や年中行事の研究にどれだけ多くの好影響を及ぼすか計り知れないものがある。その意味でも筆者は、第一、第二、第三の可能性が現在なお存続していることを信じて疑わず、今後も関係者関係機関の協力を得つつ、力の及ぶ限り両資料の搜索に努めていきたいと考えている。

### おわりに

以上のように見てくると、『玉燭宝典』に係る学問のありようは、従来のように日本とか中国等に閉ざした形や個別的に進めるのではなく、今後は中日両国（その実は朝鮮半島、ベトナム等の地域も関わる）による国際的総合研究を構築する必要があることが歴然とするであろう。その時機もそろそろ熟したように思われる。

すなわち、今後の『玉燭宝典』の望ましい学術研究のありようは、日本における旧加賀藩前田侯の尊経閣文庫所蔵『玉燭宝典』卷子本（巻九欠）、宮内庁書陵部蔵『玉燭宝典』（写本・巻九欠）、専修大学所蔵『玉燭宝典』（写本・巻九欠）、国会図書館所蔵・依田利用の自筆稿本『玉燭宝典攷証』（巻九欠）、東洋文庫所蔵・依田利用の自筆稿本『玉燭宝典攷証』（巻九欠）、国立公文書館蔵（旧蔵者・昌平黌学問所・文化二年・写本、旧蔵者・水野忠央・江戸・写本等四本）の『玉燭宝典』（巻九欠）、東北大学所蔵『玉燭宝典』（残八巻、三冊本）、拙著・中国古典新書統編『玉燭宝典』（巻九欠）、林真木雄氏の『本朝月令』に関する研究等と、中国における『玉燭宝典校本』（仮称）及び年中行事の関連研究、考古出土資料『詔書四時月令五十條』、同敦煌漢簡等を融合させ、その厳密な校本策定と正確な語釈や訳注や索引等を日中の学者間で協力し合って作成し、全世界が共有活用できるデータベース化を図ることに係っていると云ってよいであろう。

この遠大な国際的課題を実現させるためにも筆者は、もと「青山相公」なる御仁が収蔵していた巻九を完備する『玉燭宝典』卷子本（全十二巻）、及び『玉燭宝典』の巻九を収録する島田翰の「群書點勘」（未刊?）資料を、何としても探し求めたい。

### 【註】

- (1) 以下第一項、第二項の情報は拙著・中国古典新書統編『玉燭宝典』（明德出版社）による。第三項の情報は筆者の『玉燭宝典』（明德出版社）が当事者たちに活用されている学縁によって得た得難い情報である。
- (2) 第四項の情報は中国文物研究所・甘肅省文物考古研究所編『敦煌縣泉月令詔條』（中華書局・2001年）、及び中国文物研究所胡平生・甘肅省文物考古研究所張徳芳編撰『敦煌縣泉漢漢積粹』（上海古籍出版社・2001年）による。両著は近著『長江流域出土

簡牘与研究』(湖北教育出版社・2004年)と併せ、著者胡平生氏より提供を受けた。

- (3) 林真木雄氏の『『本朝月令』所引の月舊記について』(『国学院雑誌』第91巻1号・平成10年)による。
- (4) 林真木雄氏の『『本朝月令』の典拠について』(『神道宗教』第166号・平成9年)による。
- (5) 高野静子著『続 蘇峰とその時代—小伝島田翰他—』(徳富蘇峰記念館・平成14年)による。なお島田翰の書誌学者としての生涯、及び稀覯書に対する執念には鬼気迫るものがある。本書についてはその視点からも、広く講読を勧めたい。
- (6) 『玉燭宝典』の巻九の佚文が唐の徐堅の『初学記』巻第四、歳時部下に伝わっている。ここでの引用は割愛する。
- (7) 本情報は国立公文書館の有友至氏より得た。

(秋田大学教授・本会会長)